

武蔵村山市空き家マッチング支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、地域のために空き家の提供を検討している所有者等（以下「所有者等」という。）と、地域交流を促す福祉施設や子育て支援施設、地域活動拠点等を必要としている団体等（以下「利活用希望者」という。）との双方を登録し、マッチングを支援することにより、空き家の利活用の促進と地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存在する建物で、現に使用されていないものをいう。
- (2) 所有者等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 空き家の所有者又は管理者
 - イ アに該当する者から本事業の利用について了承を得た者
- (3) 利活用希望者 空き家の利活用を希望する個人、法人及びその他の団体をいう。

(対象者)

第3条 所有者等及び利活用希望者は、次の各号に定める要件をすべて満たす者とする。

- (1) 空き家利活用において、建築基準法及びその他関係法令を遵守すること。
- (2) 電子メール等による情報交換に対応できること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員ではないこと。
- (4) その他市長が不相当と認める事由がないこと。

(利活用に資する事業)

第4条 マッチング制度を利用できる事業は、公共的、公益的事業とし、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 高齢者や子どもの居場所づくりを目的とする事業
- (2) 健康や学習活動を目的とする事業
- (3) 地域交流を目的とする事業
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、市長が地域の活性化につながる事業と認めた事業

(物件登録の要件)

第5条 所有者等から提供される空き家（以下「登録空き家」という。）は、次の各号

に定める要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内にある建築物であること。
- (2) 有償又は無償で貸借できる空き家であること。
- (3) 本事業について、登録空き家及び登録空き家の存する土地の所有者全員の承諾を得ていること。
- (4) その他市長が不相当と認める事由がないこと。

(空き家の登録及び情報の公開)

第6条 前条の規定の要件を満たし、この要領における事業の対象として空き家の登録を受けようとする所有者等は、武蔵村山市空き家マッチング支援事業物件登録申請書（第1号様式）に、その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行うものとする。
- 3 市長は、前項の審査により登録することが適当であると認めたときは、武蔵村山市空き家マッチング支援事業物件登録決定通知書（第2号様式）により、所有者等に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の審査により、登録することが適当でないと認めたときは、その理由を付記し、武蔵村山市空き家マッチング支援事業物件登録決定通知書（第2号様式）により、所有者等に通知するものとする。
- 5 市長は、第3項の規定による登録の決定を行ったときは、当該登録空き家に関する次の各号に掲げる情報を市ホームページに掲載することにより公開するものとする。
 - (1) 所在地
 - (2) 建築年、構造、敷地面積、延床面積、間取りその他登録物件に関すること
 - (3) 賃料
 - (4) 利活用希望者への要望及び利活用方法
 - (5) その他市長が必要と認める事項

(登録空き家の有効期間)

第7条 登録空き家の有効期間は、登録決定の日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了までに所有者等に登録を継続する意思があることを確認できた場合は、登録有効期間を1年間更新することができる。なお、登録の有効期間を延長した場合は、その後も同様とする。

(登録空き家の内容変更)

第8条 空き家を登録した所有者等は、登録空き家の内容に変更があるときは、速やか

に武蔵村山市空き家マッチング支援事業登録空き家変更届（第３号様式）を市長に提出しなければならない。

（登録空き家の辞退）

第９条 所有者等は、空き家の登録を辞退しようとするときは、武蔵村山市空き家マッチング支援事業登録空き家辞退届（第４号様式）を市長に提出するものとする。

（登録空き家の削除）

第１０条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家の登録を削除するものとする。

- (1) 登録の辞退届が提出されたとき。
- (2) 第５条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- (3) 登録空き家が管理不全空家等又は特定空家等に認定されたとき。
- (4) 前３号に掲げるもののほか、登録空き家を削除することが適当であると市長が認めたとき。

２ 市長は、前項により登録空き家を削除したときは、武蔵村山市空き家マッチング支援事業登録空き家削除通知書（第５号様式）により、所有者等へ通知するものとする。

（利活用登録の要件）

第１１条 利活用登録の対象となる利活用希望者は、次の各号に掲げる要件を満たすものであつて、市長が適当と認めるものとする。

- (1) 責任者及び連絡責任者が特定できること。
- (2) 利活用事業が自らの居住を目的としたものではないこと。ただし、事業の実施に際し居住する必要がある場合はこの限りでない。
- (3) 利活用事業が公の秩序を乱し又は善良な風俗を害するおそれのないこと。
- (4) 利活用事業が政治活動、宗教活動等を目的としたものではないこと。
- (5) その他市長が不適当と認める事由のないこと。

（利活用希望者の登録及び情報の公開）

第１２条 利活用登録をしようとする利活用希望者は、武蔵村山市空き家マッチング支援事業利活用登録申請書（第６号様式）に、その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２ 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

３ 市長は、前項の審査により登録することが適当であると認めたときは、武蔵村山市空き家マッチング支援事業利活用登録決定通知書（第７号様式）により、利活用希望者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の審査により、登録することが適当でないと認めたときは、その理由を付記し、武蔵村山市空き家マッチング支援事業利活用登録決定通知書（第7号様式）により利活用希望者に通知するものとする。

5 市長は、第3項による登録の決定を行ったときは、当該利活用希望者に関する次の各号に掲げる情報を市ホームページに掲載することにより公開するものとする。

- (1) 申請者（代表者）氏名
- (2) 団体名
- (3) 利活用内容
- (4) 希望する建物
- (5) 希望する契約条件
- (6) その他市長が必要と認める事項

（利活用登録の有効期間）

第13条 利活用登録の有効期間は、登録決定の日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了までに利活用希望者に登録を継続する意思があることを確認できた場合は、登録有効期間を1年間更新することができる。なお、登録の有効期間を延長した場合は、その後も同様とする。

（利活用登録の内容変更）

第14条 利活用登録をした利活用希望者は、登録内容に変更があるときは、速やかに武蔵村山市空き家マッチング支援事業利活用登録事項変更届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（利活用登録の辞退）

第15条 利活用登録を行った利活用希望者は、登録を辞退しようとするときは、武蔵村山市空き家マッチング支援事業利活用登録辞退届（第9号様式）を市長に提出するものとする。

（利活用登録の削除）

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利活用登録を削除するものとする。

- (1) 登録の辞退届が提出されたとき。
- (2) 第11条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、利活用登録を削除することが適当であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項により利活用登録を削除したときは、武蔵村山市空き家マッチング支

援事業利活用登録削除通知書（第１０号様式）により、所有者等へ通知するものとする。

（マッチングの方法）

第１７条 市長は、登録空き家及び利活用希望者それぞれの条件に適合する登録空き家又は利活用希望者の登録があった場合には、その内容を所有者等又は利活用希望者に通知することができる。

- ２ 市長は、所有者等又は利活用希望者から問い合わせがあった場合には、申請書に記載する交渉したい相手方の連絡先を提示することができる。
- ３ マッチングまでの交渉や調整及び取り交わされる貸借契約等については、所有者等と利活用希望者によって行うものとする。

（マッチングの状況報告）

第１８条 利活用希望者は、次の各号に該当するときは、速やかに市長にマッチングの状況を報告するものとする。

- (1) 貸借契約等が成立したとき。
 - (2) 貸借契約等の内容に変更が生じたとき。
 - (3) 貸借契約等が終了したとき。
- ２ 前項の報告をしようとする利活用希望者は、武蔵村山市空き家マッチング支援事業状況報告書（第１１号様式）を市長に提出しなければならない。

（守秘義務）

第１９条 市、所有者等及び利活用希望者は、本事業の実施において知り得た個人情報等を、本事業以外の目的で使用してはならない。

（運用上の注意）

第２０条 この要領は、所有者等の本事業以外による物件の取引を制限するものではない。

（市の責任）

第２１条 市ホームページに掲載する情報は、所有者等から提供された情報を掲載するものであり、内容の真正を保証するものではない。

- ２ 登録空き家の貸借等に関する交渉や契約等については、所有者等と利活用希望者の間で直接行うものとし、市は一切の責任を負わない。
- ３ 本事業を実施する際に発生した空き家の破損、事故、近隣トラブル等については、当事者間で解決するものとし、市は一切の責任を負わない。

(委任)

第 22 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。